授 業	【Gカリキュラム】 -		14.55/	目目 ∋	[G] -	出仔粉	[G] -
科目名	【EFカリキュラム】 国際私法 I		選択	開講年次	[EF] 3	単位数	【EF】 2
科目区分	専門科目:【G】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-)		-) / 【EF】教科及び	教科の指導法に	関する科目 (-	• - • - • -)	
担当形態	単独 【G】教員の免許状取得のための (-・-・-) 科目 【EF】教員の免許状取得のための (-・-・-) 科目						
施行規則に定める科目区分又は事項等							
サブタイトル			担当者	花村 征志			
	【概要】			<u> </u>			
	経済活動のグローバル化や通信・ネットワーク技術の発達により、複数の国の法にかかわる法的な問題が私たちの身近な問題となってきていま						
	 す。これらのうち私法関係の問	問題を扱うのが国際私法です。選択和	4目とはいえ、社会に	出ていくに当た	り、理解しては	さく必要性は高	まっていま
	 す。また、法学部で学ぶ他の法律科目とは問題解決の仕方が異なることから、思考訓練としての意義も有します。						
授業概要	この授業では、国際私法の総論と国際財産法について講義します。						
	【到達目標】						
	国際私法の総論と国際財産法についての基礎的な部分について理解できるようになることがこの講義の到達目標です。						
履修条件	民法(総論、財産法)、民事訴訟法、知的財産権法については履修済みか又は履修・聴講・学習中であることが必要です。						
	国際家族法を扱う国際私法Ⅱの履修は必ずしも必須ではありません。 【粉料書】						
教科書•	「教科書」 ・ 株は特定しません。						
教科書· 参考書	特に指定しません。 【参考書】						
少 少官	【参考書】 特に指定しません。						
授業回数							
32781138	国際私法の意義、国際私法とは	 はどのような法律か。					
1	予習:自分の法律科目の履修状況を確認すること。 復習:講義の内容を復習し、受講の動機づけができるかを確認すること。						
2	国際私法の構造、国際私法によ	る問題の解決					-
	予習:純粋に国内的な私法関係	系の問題解決方法を確認すること。	復習:純粋に国内的	な私法関係と国	際私法によるも	らのとの解決の	違いを確認。
3	国際私法の限界						
	予習:国際私法による問題の解	ア 決にどんな問題があるか。	復習:国際私法によ	り解決できる場	合とできない場	易合を整理する	こと。
4 5	行為能力、後見等						
	予習:民法における行為能力や	P後見について確認すること。	復習:法適用通則法	4条、5条、6条			
	法律行為、契約(1)民法にま	3ける契約の成立要件等について 					
		工要件等について確認すること。	復習:法適用通則法	7条、8条、9条	长、10条		
	契約(2)民法等における消費者保護、労働者保護について						
	予習:民法等における消費者や労働者の保護を確認すること。 復習:法適用通則法 11条、12条						
7	物権	この一つ	<i>作</i>	- 10 A			
	予習:民法における物権変動に		復習:法適用通則法	: 13 条			
8	債権(1)事務管理、不当利得とは何か、民法において確認すること 復習・法海田通則法 14 条 15 条 16 条						
	予習:事務管理、不当利得とは何か、民法において確認すること。 復習:法適用通則法 14条、15条、16条 債権(2)不法行為						
9							
10	債権(3)生産物責任					·	
	予習:製造物責任法について確認すること。 復習:法適用通則法 18 条						
11	債権譲渡						
	予習:民法における債権譲渡について確認すること。 復習:法適用通則法23条						
12	国際民事訴訟法(1)民事訴訟	公の仕組みについて 					
	予習:民事訴訟の仕組みについ		復習:民事訴訟法((概観)			
13 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	国際民事訴訟法(2)国内裁判						
	予習:国内裁判管轄、訴訟競合		復習:民事訴訟法3	条の 2、142 条他	1		
	外国裁判所判決の国内での効力						
	予習:判決の効力及び執行にて	ついて確認しておくこと。	復習:民事訴訟法1	18条、民事執行	法 22 条 ——————————————————————————————————		
	残された課題 予翌・知的財産権の国際的保護	といって確認しておくこと。	復翌・丁業所有権の	国際的促灌 / 閱	するパリ冬約4	 h	
						<u>14</u>	
評価方法	授業内において 10 回小テストを実施し、それを総合して評価を行う。各小テストの配分割合は各 10%、合計 100%。						
	上記授業単元内容について、各条文に基づきその意義や要件を理解した者を「A」(うち特に優れたものには「S」)、それに至らないものの概要						
評価基準	を理解した者をその程度に応じて「B」又は「C」、授業内容の理解が不十分な者又は理解できていない者をその程度に応じて「D」又は「E」、						
	評価不能の場合は「F」とします。						
その他							
	※ G カリ:法【−】スポ【−】情【−	·】/EF カリ:法【-】スポ【-】経【-】					